

## 令和7年第5回熊野町議会全員協議会

### 会議録

1. 招集年月日 令和7年8月22日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和7年8月22日

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

4. 出席議員（11名）

1番 藤本 健太 2番 世良 将生

3番 水原 耕一 4番 福垣内 邦治

6番 中島 数宜 7番 尺田 耕平

8番 竹爪 憲吾 9番 沖田 ゆかり

10番 片川 学 13番 大瀬戸 宏樹

14番 時光 良造

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

5. 欠席議員（2名）

5番 光本 一也 11番 民法 正則

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

6. 説明のため出席した者の職氏名

#### 【総務部】

(1) NHK放送受信機の未契約について（報告）

(2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について（報告）

町長 三村 裕史

副町長 岩田 秀次

教育長 平岡 弘資

総務部長 西岡 隆司

住民生活部長 西川 伸一郎

健康福祉部長 西村 ゆり

企画担当部長 横並 正和

総務部次長 佛圓 至裕

財務課長

堀野准

【住民生活部】

(3) 出張所の廃止について（協議）

(4) 防災・減災の取組み状況について（報告）

町長	三村 裕史
副町長	岩田 秀次
教育長	平岡 弘資
住民生活部長	西川 伸一郎
総務部長	西岡 隆司
住民生活部次長	宗像 雅充
総務部次長	佛圓 至裕
防災安全課長	北川 忠博
財務課長	堀野准

【健康福祉部】

(5) 待機児童対策（保育士等確保策）について（報告）

町長	三村 裕史
副町長	岩田 秀次
教育長	平岡 弘資
健康福祉部長	西村 ゆり
総務部長	西岡 隆司
健康福祉部次長	井原 志保里
総務部次長	佛圓 至裕
子育て支援課長	熊野 孝則
財務課長	堀野准

【建設農林部】

(6) 町道萩原線新設事業の事業計画等について（報告）

町長	三村 裕史
副町長	岩田 秀次
教育長	平岡 弘資
建設農林部長	福嶋 春樹

総務部長	西岡 隆司
建設農林部次長	大後戸 勝
建設農林部技術次長	渡部 貴幸
総務部次長	佛圓 至裕
財務課長	堀野 准

#### 【教育部】

(7) 小中学校体育館等の空調設備の整備について（協議）

(8) 教育委員会事務点検・評価について（報告）

町長	三村 裕史
副町長	岩田 秀次
教育長	平岡 弘資
総務部長	西岡 隆司
教育部次長	須賀 雅彦
総務部次長	佛圓 至裕
町公民館長	福垣内 麻里亞
教育指導監	中村 亜沙子
西防災センター長	吉國 英和
東防災センター長	阿川 健二
財務課長	堀野 准

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 桐木 和義

～～

#### 8. 案件

#### 【総務部】

(1) NHK放送受信機の未契約について（報告）

(2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について（報告）

#### 【住民生活部】

(3) 出張所の廃止について（協議）

(4) 防災・減災の取組み状況について（報告）

#### 【健康福祉部】

(5) 待機児童対策（保育士等確保策）について（報告）

【建設農林部】

(6) 町道萩原線新設事業の事業計画等について（報告）

【教育部】

(7) 小中学校体育館等の空調設備の整備について（協議）

(8) 教育委員会事務点検・評価について（報告）

【議会】

(9) 各常任委員会の活動状況について（報告）

(10) 議会運営委員会の活動状況について（報告）

(11) 議会広報特別委員会の活動状況について（報告）

(12) 議員の派遣について（協議）

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時27分)

○議長（時光） 皆さん、おはようございます。

職員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から協議案件2件、報告案件6件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。

それでは、皆様から様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、大変お忙しいところお時間をいただき、誠にありがとうございます。

まずもって先般、6月9日付で議員の皆様にお知らせをさせていただきました公用車に搭載したカーナビ等のNHK放送受信契約漏れの事案について、御報告申し上げます。

6月4日、県内自治体におけるＮＨＫ受信契約漏れに関する報道がされたことを受け、内部調査をしましたところ、本町においても公用車のカーナビ1台、災害時用のモニターテレビ2台が未契約であることが判明いたしました。適正な事務処理がされず、町民の皆様の信頼を損ねる結果となったこと、深くおわびを申し上げます。

なお、この件に関する詳細につきましては、後ほど報告案件として総務部長から説明をさせます。

さて、本日は6件の報告案件と2件の協議案件について御協議いただきたいと考えております。

1件目は、先ほど申し上げた「ＮＨＫ放送受信機の未契約について」、2件目は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について」。このたび、国から追加で交付限度額が示されましたので、これを活用した事業の概要を御説明させていただきます。

3件目は「出張所の廃止について」。町内3か所に設置している出張所の廃止に向けた方針を説明いたします。

4件目は「防災・減災の取組み状況について」。昨年度の取組状況をそれぞれ御説明させていただきます。

5件目は、待機児童対策としての保育士等確保策の概要を、6件目は「町道萩原線新設事業の事業計画等について」、計画の概要と今後のスケジュール等を御説明いたします。

最後に教育部から2件。「小中学校体育館等の空調設備の整備について」、その整備概要と「教育委員会事務点検・評価について」、令和6年度における事業について御説明いたします。

本日の案件は、以上の8件となります。議員の皆様方におかれましては、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） それでは、早速、協議会に移ります。

なお、執行部の皆様方におかれましては、説明は着座のままお願いいたします。

それでは、報告案件、ＮＨＫ放送受信機の未契約について、執行部から説明を受けたいと思います。

西岡総務部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○総務部長（西岡）  それでは、NHK放送受信機の未契約につきまして、御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

まず、1の要旨でございます。本年6月、他の自治体におきまして、公用車に搭載したカーナビ等のNHK放送受信契約漏れ事案が判明いたしました。そのことから、本町におきましても、令和7年6月5日に詳細調査を実施したところ、本町においてもカーナビ1台と防災用テレビ2台にNHK放送受信機能があることが判明いたしました。本日は、その原因や再発防止策等につきまして御報告をさせていただきます。

次に、2の原因でございます。防災用テレビ、カーナビの双方とも通常時にテレビを受信することができなく、テレビ受信できることを認識していなかったこと、また、カーナビにつきましては、放送受信契約に係る理解不足が原因となっております。

次に、3の請求予定額でございます。受信機それぞれ購入時に遡及いたしまして請求がある見込みでございます。未契約機器3台、日本放送協会放送受信規約に基づき計算された45万8,673円の支払いを予定しております。なお、この請求予定額の中には、割増金や延滞利息等は発生しておりません。

続いて、4の再発防止策でございます。

毎年10月にNHKに対して、テレビ等受信機器設置状況報告を行っております。その状況調査において、今回の詳細調査と同様にカーナビ、テレビ、携帯電話の前回調査以降の購入、廃棄等の確認項目を増やし、厳正に事務処理を行うように取り組んでまいります。また、カーナビや携帯電話の導入時には原則、テレビ受信機能がないものを選定し、テレビ受信機能が必要な場合は、放送受信料を予算計上するように周知徹底してまいります。

最後に5、予算措置でございます。今回請求される予定の受信料につきましては、9月に納付するように協議をしており、放送受信料45万9,000円の補正予算案を9月定例会におきまして提出させていただきます。

今後、このような事態が生じないよう、職員一同、再発防止に取り組んでまいります。

NHK放送受信機の未契約につきましての説明は以上でございます。

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があれば  
お願ひいたします。

質疑はありませんか。

片川議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（片川） これは、ちょっと認識不足なんじゃろうけど、カーナビとか今の携帯電話なんかも出ましたね。これは、どこまでの規制がかかるもんですか。これ、行政に對してだけの問い合わせですか、それとも一般の住民に関しても関わる問題でしょうかね。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 堀野財務課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○財務課長（堀野） 一般家庭では、1世帯での契約になるんですけど、企業や団体になりますと、その機器1台ずつにかかってくるようになってます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 片川議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（片川） これは、携帯電話等というのはどういうことですか。1世帯の契約であれば、町民に対しては携帯電話に関しては課さない、こういったものはどこまでの拘束力があるのか。皆さん、恐らく漠然としか分かっていないと思うんです。どういうものなんでしょうかね。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 堀野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○財務課長（堀野） 携帯電話にてもカーナビにても、NHKが見れる状態であるものかどうかというところなんですけど、企業や団体は、機械が1個あればその1台ずつにかかってくるんですけど、普通の住民であれば、世帯、テレビ1個契約すれば、携帯であってもナビであっても、それは1個の契約ということです。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 片川議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（片川） ごめんなさいね、念押しですが、それは法的根拠を持つものですね。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 堀野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○財務課長（堀野） NHKの受信契約の規約において、そういう決まりがあります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（片川） ありがとうございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、この辺りでまとめさせていただきます。

「NHK放送受信機の未契約について」は、ただいまの説明を了とし、9月定例会において関係議案が提出されますので改めて審議することとし、次に移りたいと思います。  
執行部の入替えをします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 続いて、報告案件。

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について」、執行部から説明を受けたいと思います。

榎並企画担当部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○企画担当部長（榎並） 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について」、御報告申し上げます。

資料2を御覧ください。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組を支援することを目的として、国から交付されるものでございます。

以下は、低所得者世帯への給付金及び調整給付金の不足額給付金につきましては省略させていただき、推奨事業枠分について説明をさせていただきます。

まず、上から 1 つ目の丸、当初予算についてでございますが、令和 6 年 1 月に配分された交付金を 3,902 万 1,000 円繰越ししておりますので、これを財源として、次の 5 事業を当初予算に計上し実施しております。

次に 2 つ目の丸、9 月補正予算についてでございますが、推奨事業について、本年 5 月 27 日に、全国で 1,000 億円分、熊野町分として 1,126 万 9,000 円が追加配分されることとなりました。本町においても国から示された推奨事業メニューに沿って実施可能な事業を全序的に洗い出し、より効果的に食料品価格等の物価高騰の負担軽減を図ることができる事業について選定した結果、次の表に示しております 3 事業を実施することといたしました。

実施に必要となる事業費につきましては、次の 9 月定例会に補正予算案として計上することとしております。

まず、1 の令和 7 年度介護保険サービス等事業所物価高騰対策支援金（障害福祉サービス）は、物価高騰の影響下においても、これまでどおりの障害者福祉サービスが提供できるよう入所・通所サービス事業者へ支援金を交付するもので、事業費及び交付当額を 119 万 4,000 円計上いたします。

続いて、2 の令和 7 年度介護保険サービス等事業所物価高騰対策支援金（介護サービス）は、物価高騰の影響下においても、これまでどおりの介護保険サービスが提供できるよう、入所・通所サービス事業者へ支援金を交付するもので、事業費及び交付金充当額を 596 万 2,000 円計上いたします。

最後に、3 の熊野町家庭用防犯カメラ等設置費臨時補助金は、物価高騰の影響を受けている生活者の防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品への防犯カメラ等の設置に対する取組に対して補助をするもので、事業費 643 万 9,000 円、交付金充当額を 477 万 5,000 円計上いたします。この事業で交付金全体の充当額を調整しております。

この事業は、当初予算で計上させていただいた事業でございますが、防犯カメラの補助台数を 100 台として実施したところ、申請受付の初日で上限に達してしまいました、申請できなかった方が多数いらっしゃいましたので、聞き取り等により見込まれる追加 200 台分について計上するものでございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業についての報告は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりました。

この報告について、質疑があればお願ひします。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 家庭用防犯カメラ等の追加200台という見方ですよね。現状、100台しか見ていなかったということですね。

この200台という根拠ですね、申請があった中で何かの縛りがあり、こういうものは認めてこういうものは認めないというような、何らかの200台の根拠はございますか。それとも、漠然と過去に申請された流れから、このぐらいあれば足るのだろうかという見方でしょうかね。その申請に応じての縛り等はございますか。詳細を教えていただきたいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） まずこの200件ですけれども、基本的に業者さんに見積りを出して交付申請をしていただいて、交付決定をして実績報告をしていただいたら補助金を出すということになるんですけれども、業者さんは町内の業者に限定していまして、その見積りをお客様というか住民の方が要望された部分が1点、それから、ある地域で申請したいということで、ある団地とかですね、それが出されていないという情報も聞いたりしていることがあったので、その辺を積み上げた結果、200件ぐらいは必要なことで積み上げさせていただいた、そういう200件を出させていただいたところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） よう聞き取れんのでもう一回お願ひできますか。業者からの後がようちょっと聞き取れんので。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○住民生活部長（西川） 指定業者があるので、もう町内で限定してますから、その業者さんがもう見積りを既に出したと、申請件数に対してその差分、要は業者さんが見積りを出した件数があって、実際に申請があったとの差異を取ったときのその差分を積み上げたのが1つ。

それから、ちょっとある地域でまだまだ申請したいという要望があった部分で、もう1日で終わってしまったがために、まだ出していないというような情報も聞いている部分もありましたので、その部分も含めて積み上げたというところです。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） いいですか。ほかにありませんか。

片川議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（片川） 何の縛りもないんですね。ただ単に防犯カメラを設置したいという理由だけで、その申請があれば受けるということですね。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 西川部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○住民生活部長（西川） 基本的には縛りというのは、例えば2台目をつけたいとかいうようなこととかは、既存もあるのに、新しい機能があってこれに替えたいというのは認められるんですけど、新築住宅はもともとなくて新しいものを建てるんで、その部分については認めてないとかあるんですけど、新たに防犯意識を高めるということで既存のあるものをとか、新たに設置したい、新築というんだったらちょっと認めてないんですけど、新築って基本的には建てる段階でもうつけたりする場合があるので、その部分を出してくれと言われるとですね、そこは外していますが、基本的には防犯という意識の観点で追加で改めてつけたいとか、今のがもう古いのでその部分をちょっと、新たな録画機能があるとかいうことでつけたいということであるとか、そういうふうな新築の部分は駄目だとかいうのはあります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ということは、1軒1台という認識ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 基本的にはそうですけど、二世帯とかだったら、そういう部分、認められるところはあります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、この辺りでまとめさせていただきます。

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について」は、ただいまの説明を了とし、9月定例会において関係議案が提出されますので改めて審議することとし、次に移りたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 続いて、協議案件「出張所の廃止について」、執行部から説明を受けたいと思います。

西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 協議案件「出張所の廃止について」、お手元の資料3により御説明をいたします。

まず、出張所廃止の検討を行った経緯ですが、1の出張所の現状についてのとおり、現在、出張所は町内3か所に設置し、西及び東出張所は昭和63年に、中出張所は役場庁舎の移転に伴い平成14年に開設しています。開設以来、町民の方にとって最も身近な行政サービスである各種証明書が取得できる場として多くの方に利用され、年間3,

000件を超える証明書等の交付を行ってきました。

しかしながら、各種証明の取得可能な方法の多様化に加え、行政間での情報共有を可能とするオンライン環境が整備され、行政手続の際に証明書の添付が不要となり、取得機会が減少していることで、出張所を取り巻く環境が大きく変化していることから廃止の可否について検討を行ったものです。

廃止の可否の検討は、大きく分けて3つの視点から行いました。

1つ目が2の環境の変化です。まず、証明書等の添付が必要な手続の減少です。個人番号制度の導入前は、行政への申請手続の際には、住民票や戸籍謄本等の証明書添付を必要とするものが数多くありました。しかし、個人番号制度の施行により、多くの手続でそれらの添付が不要となりました。また、本籍地以外の自治体に婚姻届等を提出する際には、戸籍謄本の添付が必要でしたが、令和6年3月から戸籍に関する届出においても全て添付が不要となっています。

続いて、取得環境の変化です。住民基本台帳ネットワークを活用した住民票の広域交付、個人番号カードを活用したコンビニ交付、戸籍システムの情報連携による広域交付が開始されるなど、住民登録地や本籍地の自治体でしか取得できなかった証明書が、現在では外出先や勤務先などの町外でも取得可能な環境となっています。

2つ目が3の証明書等の交付状況でございます。まず、町全体の証明書等の交付状況ですが、過去3年間は2万2,000件前後で推移しております。そのうち約8割の証明書は本庁で交付していますが、令和6年度は2割を超える証明がコンビニ交付により取得されており、令和4年度と比較すると約2倍の割合にまで上昇しています。

一方で出張所は、令和4年度の約5%から令和6年度は約3%と減少傾向です。出張所の交付件数の推移を見ますと、平成25年度に約3,000件の交付を行っていましたが年々減少し、令和6年度には全ての出張所で平成25年度と比較して約75%減少、つまり4分の1となっています。

開庁日1日当たりの平均交付件数は、中出張所と東出張所では約0.5件、西出張所では約2件と非常に少ない件数となっています。

次に、出張所で取得された証明の内訳ですが、令和6年度の実績では、全体の約96%はコンビニでも取得可能な証明となっています。本町は比較的コンビニが近く、資料右上にあるように出張所から徒歩圏内の場所でコンビニが営業をしております。

また、マイナンバーカードの交付率は、4にありますように令和6年度末で96%と

なっており、町民のほとんどの方がコンビニで各種証明を取得できる状況となっております。

最後の3つ目は、出張所廃止に伴う財政面での効果でございます。5の職員体制及び費用等についてにあるように、中出張所の委託料については減額となります。しかしながら、西及び東出張所については、職員は館の運営と出張所の業務を兼ねて行っており、各館のみを運営するだけでも現時点では最小の職員配置となっていることから、出張所廃止による財政面での効果を高くは望めないのが現状でございます。

一方で、税務住民課では、各出張所の交付状況の集計や証明書の請求があった際には証明を作成し、各出張所へのファクス、システム改修や更新の際には、3出張所ともに証明書の出力テストを実施、戸籍に関しては年に1回の法務局へ事務の実施状況を報告する必要があるなど、利用状況とは見合わない事務負担がございます。

以上のこと踏まえた上で、出張所以外でも取得可能な環境が整備され、出張所での証明書発行が減少傾向である、出張所での利用状況に対しての事務負担が大きいことから、出張所については廃止する方向で整理をしました。ただし、6にありますように、廃止時期については、本庁舎と同じ中溝地区にある中出張所は、令和7年度末に廃止とします。西及び東出張所については、利用状況等を再考し、令和8年度以降に再度、本協議会へ協議させていただき廃止したいと考えております。

つきましては、中出張所に関して、7のとおり9月議会に議案を提出し、承認をいただけましたら周知期間を経て令和8年3月に廃止とさせていただきます。

なお、周知については、ホームページや広報誌をはじめ、出張所において看板の貼り紙の設置や来館者へのチラシ配布などを行ってまいります。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、「出張所の廃止について」は、ただいまの説明を了とし、9月定例会において関係議案が提出されますので改めて審議することとし、まとめたいと思います。

~~~~~○~~~~~  
-22-

○議長（時光） 続いて、報告案件「防災・減災の取組み状況について」、執行部から説明を受けたいと思います。

西川部長。

～～

○住民生活部長（西川） それでは、報告案件の「防災・減災の取組み状況について」説明をいたします。

お手元の資料4を御覧ください。

熊野町防災・減災まちづくり条例第17条に基づき、令和6年度の防災・減災の取組み状況を御報告いたします。

まず、1の「熊野町総合防災訓練」についてです。

本町は、平成24年度に実施した総合防災訓練を最後として、平成30年度に豪雨災害に見舞われたことも影響し、町全体で取り組むような大がかりな訓練は実施できておりませんでした。このため、令和6年度は、住民向けに防災・減災の周知啓発を目的とした「防災フェア」を、町職員向けに災害対応の能力向上を目的とした「研修・訓練」と、それより明確な目的を持って実施することで効果的な事業となるよう、2つの事業を別々に実施し、併せて総合防災訓練としたところでございます。

続いて、実施内容です。①熊野町防災フェアにつきましては、令和6年12月に熊野町民会館で実施しました。より効果的な集客を図るため、子供から若い親の年代が集まりやすい防災フェアと、比較的年齢層の高い方が集まる農業祭と同時開催することで、幅広い年代の方に御来場いただき、お互いの相乗効果も期待できることから、農業祭実行委員会と連携し同時開催といたしました。

内容につきましては、会場の屋内では、陸上自衛隊第13音楽隊による演奏会、町内小中学生を対象とした「防災あいうえお作文コンクール」の表彰式、RCCアナウンサー横山雄二氏による防災講演の3つの主な事業を実施しました。また、避難所マイナンバーカード受付訓練を演奏会・防災講演の入場者に対し実証実験として実施しました。これは、マイナンバーカードの保有率の高い本町において、避難者及び避難所運営者の負担軽減を図ることなどを目的に実施したものです。

演奏会と防災講演の来場者約100名について検証した結果、カードを使った受付の方が処理は速いですが、カードのふだんからの所持率や暗証番号を入力する必要があるなど課題も多いため、今後の導入については引き続き検討を重ねていきたいと考えてお

ります。

会場の屋外におきましては、参加機関それぞれの特殊車両や災害活動パネルの展示、子供用制服の試着などを行っていただき、たくさんの方に楽しんでいただくと同時に、災害と関係機関の役割について理解を深めていただきました。

続いて、②職員研修・訓練ですが、2つの事業を行っております。

1つ目は、災害対応研修として、令和6年11月に、外部講師による講義とワークショップを実施しました。講師は、熊本地震や能登半島地震で災害事務に従事された愛知県防災危機管理課の青山課長補佐を迎えて、地域防災の強化や災害時の迅速な対応について、自らの体験を踏まえ、同じ地方自治体の職員として分かりやすく御説明いただきました。

2つ目は、地震初動対応訓練として、令和7年1月に図上訓練を実施しました。職員については、役場庁舎のフロアごとの班に分かれ、震度6強の地震が熊野町に発生することを想定し、身の安全を確保したり、来客者を含めた周囲の安全を確保するなど、緊急安全確保のための訓練を前半に行い、後半では、執務環境の確認や各課の役割を確認するなど、災害対応に向けた体制整備のための訓練を実施しました。

続いて、2の「熊野町防災・減災まちづくり会議」についてです。

熊野町防災・減災まちづくり会議は、防災・減災対策を推進するための町民参加型の事業で、平成30年度から継続して実施しています。令和6年度は、地域住民が主体となって様々な場面での防災意識を構築し、日常生活の中で防災活動に関与・参加できる環境づくりにつながる取組を行い、熊野町役場や町民会館、防災交流センターでの開催のほか、現地学習も実施するなど、計5回実施しました。

第1回では、「家族で備える」と題して、ランドセルを活用した防災、新聞紙スリッパ制作、ブルーシートテントで避難所体験の3種類のイベントを開催し、夏休みの期間に家族で楽しみながら災害時の実験や体験を行うことができました。

第2回では、「地震に備える」と題して、市立輪島病院事務部長の川崎様から、能登半島地震における被害状況や病院施設の機能がうまく回らなかつた実情について御講演をいただきました。

講演後は、ワールドカフェ形式でのワークショップを行い、参加者全員で地震対策について自由な意見交換を行いました。最後に、講師の川崎様の体験から、地震保険に入つておくことと、ふだんから家族で災害時の避難についての話をしておくことが大事と

総括をいただきました。

第3回では、「防災士の心得」と題して、神戸大学室崎名誉教授から「災害の時代におけるコミュニティ防災」について御講演をいただき、災害の巨大化や複合化など、災害の進化には防災の進化やコミュニティの進化で応える必要があると説明をいただきました。

その後の座談会では、コミュニケーションカードを用いて室崎先生に質問、感想などを見ていただき、コミュニティの活性化の方法などについて御回答をいただきました。

第4回では、広島市安佐南区にある広島市豪雨災害伝承館に出向いて現地学習を行いました。

平成26年8月豪雨災害で土石流が発生した現場の見学や伝承館での講演、館内見学を行いました。

講演では、伝承館の松井副館長から地域復興の取組、防災公園の整備、伝承館設立の経緯についてお話をいただきました。

会議の終わりに、印象に残ったことや参考にしたい取組について、参加者同士での意見交換を行いました。

第5回では、「気象予報から備える」と題して、広島地方気象台の藤田観測予報管理官から、気象台が蓄積している気象データを基に、気象台から見る防災の取組について講演をいただきました。

ワークショップでは、「大雨の時にどう逃げる」と題して、気象庁のeラーニング教材用いて、自宅やふだんよく通る経路などを確認し、大雨のときの避難行動などについて参加者同士で意見を出し合いました。

次に、3の「避難所見学会」です。住民の防災活動の契機とするため、まずは避難所となる防災交流センターを実際に見ていただき、災害図上訓練や地域防災タイムラインの作成などを行っていただきました。出来庭自治会と萩原自治会の方々がそれぞれ参加して、多世代の方が一つのテーブルで、自分たちの地区の危険箇所の確認や災害時の自分自身の避難行動について話し合いをしました。

最後に4、その他の公助の主な取組といたしましては、令和6年5月に広島県行政書士会と「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結いたしました。

この協定は、災害発生時に行政書士会の方々がその専門知識を生かし、被災者の方の

相談などに応じていただくことなどについて定めています。

また、令和7年2月に、株式会社テレビ新広島様と災害に係る情報発信等に関する協定を締結いたしました。この協定は、災害の発生が予想される場面の警戒レベルや避難所情報、発災後の生活支援情報等をテレビ新広島様の番組やホームページ、SNSを通じて発信することを定めています。

また、小中学生を対象とした防災学習や出前講座を実施したほか、町民夏祭りや町民文化祭、町民体育大会などの町民が集まる機会を捉え、防災クイズや防災VRの体験など、防災・減災について理解と関心を深めていただく取組を実施しました。

説明は以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりました。

この説明について質疑があればお願ひいたします。

沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） 様々な取組をしていただいているようなのですが、これまでの取組状況の中から見えてきた課題というものがおれば教えてください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 北川防災安全課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○防災安全課長（北川） これまで防災安全課のほうで様々な防災に関する啓発、学習会の機会を設けて住民の方々に参加を促してまいりましたが、ここ近年、やはり参加の人数自体が減少してきているといったようなことは見受けられます。つまり、前回平成30年の災害から7年経過しているということもあり、かなり住民の方々の意識も変わってきたているのかなといったようなことが課題として挙げられております。

今後につきまして、防災意識の向上というか、それらを続けていくということが私たちの課題ではないかというふうに考えております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） 今おっしゃったとおりなんですけれども、この防災・減災まちづくり会議、人数を見ると分からないんですが、参加されている方で同じ方が参加されているという部分はあると思うんですね。毎回新しい方が増えているのか、あまり変わらないのか、そういういたところはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 今回、5回開催いたしました中で、3回目の防災士の心得というのは、防災士さん向けの学習会でしたので、これはちょっと違うんですけれども、1回目については小学生が対象でございましたし、2回目と4回目、5回目については同じ方が参加されたというのもかなりの人数がいらっしゃったと記憶しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 先ほど課長が言われたように、やっぱり継続していくということが大事だと思いますので、いろいろ工夫をされながら、また防災の意識の向上に努めていただきたいんですけども、それと同時に職員の研修ですよね、これは毎年やっていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 今回初めて総合防災訓練ということもあり、職員向けの特に地震に対する初動対応ということに焦点を当てて2回訓練を実施させていただいたところでございます。参加した職員に一応参加後の感想について求めておりますが、おおむね良好な反応で、やはり毎年続けてはどうかという意見もその中に多数ございました。今回は、令和6年度につきましては総合防災訓練という形でやらせていただいたんですが、これが継続できるかどうか、また今後検討していきたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田）　ぜひ検討してください。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　ほかにありませんか。

尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

○7番（尺田）　県の行政書士会と協定を締結しとするようなんですが、さっきの説明だと災害時に相談窓口的なことをするというふうにおっしゃつとったんですが、実務的なことですよね、例えば罹災証明の発行手続とか、ああいった実務的なことについては協力というのではないんでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　北川課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

○防災安全課長（北川）　今回、行政書士会のほうと締結させていただきましたのは、被災者の方の行政に関する手続の相談窓口を設置するという形で協定のほうを締結させていただいております。例えば罹災証明の発行は庁の窓口のほうで行うんですが、その罹災証明をどのようにして活用すればいいのかといったような相談であったり、実際に行政書士の方に別途お願いしてその手續の代行をする、それは別途有償にはなるんすけれども、そういったような御要望があったらそういう相談を受け付けるというような窓口を役場庁舎内に設置していただいて、行政書士の方を派遣、窓口に就いていただくというような協定内容でございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　尺田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

○7番（尺田）　そういったときに役場のほうに派遣されるということなんすけれども、経費的なところはどのような形になっとるんでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 相談窓口を設置すること自体については、経費についてはかからなかったと記憶しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 分かりました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、「防災・減災の取組み状況について」、承知いたしました。

引き続き、町民が安心して暮らし続けることができ、誰もが住みたいと思える町となるよう、今後も事業実施していただくよう要望し、次に移りたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 続いて、報告案件「待機児童対策（保育士等確保策）について」、執行部から説明を受けたいと思います。

西村健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（西村） それでは、「待機児童対策（保育士等確保策）について」、お手元の資料5により説明をさせていただきます。

1、趣旨・目的ですが、本町では、共働き世帯の増加や子育て世代の転入等により保育ニーズが増加しており、保育の受入れ強化が求められています。そのため、各保育施設の御協力を得て、施設整備を実施し、利用定員の増加を図るよう努めているところです。

このような中、町内の保育施設は保育士等の確保に苦慮されており、幾つかの保育施設では派遣により人材を確保されています。保育士の確保は全国的にも深刻な問題で、本町でも、今後も未就学児の増加が見込まれており、喫緊の課題であると考えています。

そこで、保育士不足によって待機児童が生じることのないよう、町内の保育施設へ保育士を呼び込み、離職を防止し、定着促進を図ることを目的として、2つの補助金等制度を創設するものです。

2、事業概要ですが、まず、（1）派遣保育士等に係る手数料補助金ですが、こちら

は、保育士の不足によって待機児童が生じることのないよう、派遣保育士を契約した際に生じる手数料相当額を保育施設に対して町が補助するもので、補助上限額は、派遣保育士1人当たり120万円を上限としています。事業の開始は、令和7年10月1日からです。

(2) 新規雇用保育士等に係る給付金ですが、こちらは、常勤の保育士確保と雇用した保育士の離職の防止を図るため、町内の保育施設に新たに勤務する保育士個人に対して町が給付金を交付するもので、保育士1人当たり1年20万円を3年間、総額60万円を給付することを想定しています。こちらの事業開始は令和8年4月1日からとして、新年度の雇用から対象とします。

3、予算見込額ですが、令和7年度は、(1) 派遣保育士等に係る手数料補助金を3人の半年分で計180万円を9月定例会において補正予算計上いたします。(2) 新規雇用保育士等に係る給付金は、令和8年度・令和9年度の2年間の新規雇用者に給付するもので、令和8年度は5人分100万円を見込んでいます。1人の新規雇用保育士に対して3年間給付しますので、例えば令和8年度新規雇用保育士には令和10年度まで給付することになります。なお、これらの事業については、国・県などからの補助はありません。

最後に、4の今後のスケジュールですが、9月定例議会に(1)の派遣保育士等に係る手数料補助金の補正予算を提出させていただき、予算の議決をいただいた後、要綱を制定し、町内の保育施設へ制度の周知を行います。(2)の新規雇用保育士等に係る給付金については、要綱を策定し、令和8年度の新規雇用者から適用することとしPRを行ってまいりたいと考えています。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりました。

この報告について、質疑があればお願ひします。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ちょっとお伺いしたいんですが、派遣保育士見込み3名と書いてあるんですよね。町サイドが見られたときの見込みと保育施設側の実態と照らし合せたときの人数と、これ、誤差はないんでしょうか。よく、保護者の方から保育士のミスをよ

く指摘を受けるんですね。実態に即した見込みをしておられるのかどうか、各施設に聞き取りをした上で、今の実態とどうなのが、見込みの人数で適しておるのかどうかといふのはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） まず派遣保育士ですが、今年度は町全体の中で1名されております。3名という数字は、ここ近年の中での一番多い数字を取らせてもらって、見込みなので、そういう形で取らせてもらっています。

なお、新規雇用のほうの令和8年度が5人で令和9年度が9人とやってありますが、こちらのほうは施設のほうに問合せをして、今の段階での雇用予定という人数を挙げさせていただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） その9名で実態に即した補充と言える人数なんでしょうか。実際問題が保育施設のほうからの腹を割った人数なのか、役所とのすり合わせにおいて、その程度でしようがないではないかという見込みなのか、実際のところ、子育て課長さんがどの程度保育施設と密にお話をなさっておられるのか、その辺を疑問に思うことが多いあるんですね。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 数字は、それぞれの施設で雇う予定なので、それを信じてといいますか、その数字を挙げさせていただいております。各施設との私と施設長とかとのお話という部分ですが、それにつきましては、正直そんなに足を運んでいるわけではございませんが、今回こういったことを考えるに当たって御相談させていただいたりしております。

あと来週ですが、園長連絡会議というのもございますので、そちらのほうで忌憚のな

い意見をいただいたりしながら、いろいろ進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） どのぐらい担当課のほうへ父母からのクレームが上がつたか分かりませんけど、担当課にしっかり現場を見ていただきたい。密に足を運んで現場を見ていただくことによっていろいろなものが見えてくるんじゃないかなと思うんですね。それに即した助成をやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） おっしゃるとおり、外に出たときにはといいますか、園長とかとお話をしには行きたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 派遣保育士に手数料の補助金を施設のほうに1人当たり120万円上限ということなんですが、以前から派遣の保育士さんって給与単価が高いので大変苦しいということを聞いてまして、この上限120万円というのはどういった根拠で算出されたんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 保育士の公定価格で、本町の場合ですと年俸が448万円という数字で挙がっております。手数料的には大体25%から30%になっておりまして、

その間を取って 27% ぐらいを掛けると 120万9,600円となります。その数字での 120万円という数字を出させていただいております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） 今までなかったので、少しでもこうやってやっていただけると、保育施設のほうは大変助かると思います。

それと、先ほどと同じなんですが、熊野課長にもっと来ていただきたいという声を私も伺っておりますので、ぜひとも各園のほうに足を運んでいただきたいと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、「待機児童対策（保育士等確保策）について」は承知いたしました。

安心して子育てができる環境づくりに一層の努力を要望し、次に移りたいと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 続いて、報告案件「町道萩原線新設事業の事業計画等について」、執行部から説明を受けたいと思います。

福嶋建設農林部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 福嶋部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○建設農林部長（福嶋） それでは、報告案件「町道萩原線新設事業の事業計画等について」、御報告します。

資料6に説明資料、参考資料として計画平面図、縦断図、標準横断面図、橋梁一般図を配付させていただいております。

それでは、資料6により説明させていただきます。

まず、項目番号1「要旨」です。町道萩原線については、令和5年度に測量、地質調査、道路詳細設計、令和6年度に橋梁詳細設計を実施し、道路構造等が決定したことか

ら、このたび事業概要及び今後のスケジュール等について報告するものです。

次に、項目番号 2 「事業概要」についてです。町道萩原線は、平成 3 年 2 月 25 日に都市計画決定した都市計画道路であり、県道矢野安浦線の阿戸分かれ交差点と県道矢野安浦線熊野バイパスを結ぶ主要な幹線道路でございます。この町道の整備により、熊野町内の交通ネットワークの強化及び歩行者等の安全・安心の確保などの事業効果が期待できると考えております。

また、広島県においては、令和 3 年度からハローズ近くの陣界交差点から熊野東中学校付近までを事業区間とする熊野バイパス 2 工区の道路詳細設計が進められており、その事業進捗に合わせて町道萩原線を供用させる必要があるため、令和 5 年度から萩原線新設事業に着手をしております。なお、この事業については、国土交通省道路局の防災安全交付金を充当して事業を進めております。

次に、(2) 道路計画・道路規格です。計画延長は約 330 メートルで、道路規格は第 4 種第 2 級の 2 車線・両側歩道です。道路幅員は全幅 16 メートルで、車道 3 メートル、路肩 1.5 メートル、歩道 3.5 メートルとなります。設計速度は、接続する矢野安浦線熊野バイパスとの整合を図り、時速 50 キロメートルに設定をしております。

次に、(3) 主な構造物については、阿戸分かれ交差点から道上川付近までの区間で、現況地盤の高さと道路計画の高さの差が大きいところで 5 メートル程度あり、高低差がある区間については、補強土壁工法を使った盛土構造を採用しております。参考資料の標準横断面図の上側がその工法を使っている断面になります。

この工法は、前面の直壁に作用する土圧に対し、盛土内に設置した補強部材の引き抜き抵抗力によってバランスを取り、土留め壁としての効果を発揮する工法で、高速道路や国道のほか、町内では矢野安浦線熊野バイパスや瀬野呉線バイパスでも採用される一般的な工法となっております。また、萩原線が道上川及び町道ソコウダ川端線と交差する区間については橋梁形式を採用しており、橋長は 21.8 メートルとなっております。

参考資料に橋梁一般図をつけております。

橋梁の上部工は、工場で製作したプレストレストコンクリート桁を架設する工法で、下部工は、場所打杭を施工した上に逆 T 式橋台を施工する工法となっております。

続いて、項目番号 3 「概算事業費」です。これまで実施してきた測量・地質調査、設計を含めて、測量試験費が 7,000 万円、道路用地の買収費用が 1 億 7,000 万円、家屋の移転補償が 2 戸で 6,000 万円、橋梁や補強土壁工などもろもろの工事費とし

て7億円、合計で全体事業費約10億円を見込んでおります。

次に、項目番号4「事業スケジュール」です。

令和5年度には現地測量や路線測量のほか、地質調査や道路詳細設計を実施し、令和6年度には橋梁詳細設計を実施しております。

現在は、用地測量と家屋などの補償費算定業務を発注したところであり、今後9月頃に、地権者及び地元関係者などに対して事業計画や今後のスケジュールなどを説明する地元説明会を開催します。その後、土地の境界復元などの作業を進め、10月以降に土地の境界立会を実施する予定としております。

また、令和8年度からは用地買収に着手する予定で、用地買収の進捗状況を考慮した上で、工事着手していきたいと考えております。

なお、完成時期については、全体事業費が大きく10年はかかると想定しておりますが、国の予算内示や矢野安浦線熊野バイパスの進捗状況にも大きく左右されることから、完成時期については未定とさせていただいております。

説明は以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりました。

この報告について、質疑があればお願ひします。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、町道萩原線新設事業の事業概要と今後の事業スケジュール等について承知いたしました。

本件については、本町のまちづくりにおいて重要な事業であり、県道矢野安浦線熊野バイパスの整備とも密接に関連していることから、広島県と連携し、計画的に事業進捗を図るよう要望し、次に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は10時50分。

（休憩10時34分）

（再開10時49分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて、協議案件「小中学校体育館等の空調設備の整備について」、執行部から説明を受けたいと思います。

須賀教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） それでは、教育委員会のほうから、協議案件の「小中学校体育館等の空調設備の整備」につきまして、御説明させていただきます。

資料7を御覧ください。まず1、要旨でございます。町立小中学校の体育館及び格技場につきましては、授業や部活動で利用するなど児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所にもなる施設ですが、昨今、気候変動等の影響により猛暑日が続くなど、熱中症による事故が発生する危険性が高まっていることから、これを防止するための環境を整備することが必要となっております。

こうしたことから、指定避難所に指定されている学校体育館・格技場に空調設備を整備しようというものでございます。

続きまして2、学校体育館等の現状の（1）町立小中学校の現状でございます。

表に示しているとおり、小学校の体育館、中学校の体育館・格技場合わせて8施設が指定避難所に指定されております。

空調整備につきましては、熊野第二小学校ではスポットクーラーを配備しているものの、ほかの施設を含め、アリーナ等の全体に対応した空調設備は未整備の状態でございます。

次に（2）全国及び広島県の現状でございます。

設置率は年々上昇しつつあるものの、令和7年5月1日現在では、全国の小中学校で22.7%、広島県で11.1%となっております。

次に、（3）国の動きでございます。

上記のような全国の動向や、自治体によって整備状況に差が見られる状況を踏まえ、文部科学省においては、令和6年度補正予算において新たに「空調設備整備臨時特例交付金」を創設し、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速することとされております。

続きまして、2ページの3、今後の取組方針でございます。

まず、（1）実施方針でございますが、新たに創設された有利な国交付金の活用を見据え、令和7年度に全町立小中学校の体育館・格技場へ空調設備を整備するための実施設計を行うこととしております。

空調整備工事につきましては、特に中学校の体育館において、通常の授業で使用することに加え、部活動での利用頻度が高いことから、先行して実施することとします。

残る小学校体育館、中学校格技場の空調整備工事につきましては、令和15年度までの間で早期に実施できるよう時期を調整することとしています。

次に、（2）実施スケジュールでございますが、令和7年度下半期に全小中学校の実施設計を行い、令和8年度に中学校体育館の空調設備整備工事について予算計上させていただいた上で、早くも令和8年末までに中学校体育館の整備工事を完了させる予定としております。

続きまして4、令和7年度実施事業でございます。

熊野町立小中学校体育館・格技場空調設備整備工事に伴う実施設計業務の実施に当たりまして、令和7年度9月補正予算に2,200万円を計上させていただく予定としております。財源につきましては、補助率2分の1の空調設備整備臨時特例交付金と充当率100%、交付税措置率が50%の防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債の活用を予定しております。

実施設計業務におきましては、業務内容に記載している3点を実施するよう計画しております。1点目の空調方式等の選定は、電気式やガス式、輻射式等について、費用対効果等を調査した上で方式を選定するものでございます。2点目の断熱方法の決定は、屋根の遮熱塗装や壁の断熱材充填、窓の遮熱フィルム貼付け等、各施設の実情に応じて最もランニングコストが抑えられるような断熱方法を決定するものでございます。最後の3点目、これらを基にした空調整備工事及び断熱工事等の実施設計を行うものでございます。

3ページ以降につきましては、5、参考資料として、（1）空調整備工事、（2）断熱工事について、文部科学省が公表している資料から抜粋したものを掲載しておりますので、後ほど御覧いただければというふうに思います。

「小中学校体育館等の空調設備の整備について」の説明は、以上です。

～～

○議長（時光） それでは、執行部から説明が終わりましたので、質疑及び御意見はございませんでしょうか。

片川議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○10番（片川） 検討いただきまして前へ進んどること大変ありがとうございますところでございますが、6校体育館がございます。それで格技場が2校あるわけなんんですけど、そのうち6校に関しての体育館、建て替えの予測がされると体育館が何年後に何校あるのかというところと、今50年近い建物がそれぞれあるわけなんですね。その中で、1棟に対しての工事額というものはどれぐらい見込んでおられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） まず、体育館の改修・改築につきましては、現段階ではどういった方法でするかというのは長寿命化計画の中ではまだ決まっておりません。

なので、今回、空調設備を整備するということで、長寿命化計画も変わってくるんではなかろうかというふうに考えておりまして、例えば第三小学校は今、屋根のほうのさびがひどいということで、この交付金を使う条件としては、断熱処理をして実行しなさいということがございますので、第三小学校であれば屋根の遮熱塗装を施して設置をしていきたいなというふうに考えておりまして、もちろんほかの学校におきましてもその状況を見て、窓であるとか、天井であるとか、あと屋根、天井、壁とか窓の断熱工事をしながら進めていきたいというふうに考えております。

実は工事費なんですが、ガス・電気であれば安価な、どれぐらいになるか分からぬんですけど、5,000万円から6,000万円ぐらいかかるんだろうと思うんですが、輻射式につきましては、今のところ、7,000万円から8,000万円ぐらいの規模になるんではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 長寿命化計画を何年か前からされておりますよね。これにおいて、今おっしゃったのは表面的なことを表現されたんですが、躯体に関して長寿命化計画において、今6校あるうちの体育館ですね、これがこのまま何年維持できるというような計画においてこの計画を合わせていくのかというところですよね。その辺をちょっとお教えください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀）ただいま長寿命化計画につきまして、改定を来年するように現在進めております。そちらのほうに今の空調の関係も入れ込みながら、あと体育館の躯体の状況ですね、そういったところも把握しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川）現段階の長寿命化計画において、大半が鉄骨造ですね。鉄骨造ということは、基礎のコンクリ部分、地中梁等々あると思うんですけど、50年過ぎてその基礎部分の劣化とか耐久性、耐震性、こういうものは現状においてはどのような評価でしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀）現在におきましては、一応耐震のほうをしておりますので、すぐに壊れるとか、倒れるとかというような心配はないと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）いいですか。ほかにありませんか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川）今現状、大丈夫だと言われたのは、例えば5,000万円から7,000万円かけて工事する、それで実施設計において今提示されておった2,200万円ほどの予算をかけて、あと何年この建物は大丈夫なんでしょうか。その見込みはどの程度見とられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 空調設備の耐久年度があると思うんですけれども、15年、20年ぐらいは大丈夫だというふうに考えておりますので、つけるに当たってはランニングコストがどうしてもありますので、そういったところも15年先、20年先、どういうふうな形で費用対効果が出るかというところを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） 併せて建物の耐久性ですよね、どのぐらいを見込んでおられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 今のところは15年から20年というふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） はい、いいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、「小中学校体育館等の空調設備の整備について」は、ただいまの説明を了とし、9月定例会において関係議案が提出されますので改めて審議することとし、まとめとしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 続いて、報告案件「教育委員会事務点検・評価について」、執行部から説明を受けたいと思います。

須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） それでは教育委員会から、「教育委員会事務点検・評価について」、御説明をさせていただきます。資料8-1を御覧ください。

なお、点検・評価の詳細につきましては、資料8－2として報告書を添付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、資料8－1、「1 点検・評価の趣旨」でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和6年度の事業について点検・評価を行った結果を報告させていただくものでございます。

点検・評価に当たっては、6月25日に評価委員会を開催して、「2 評価委員」に記載の3名の方から評価と御意見を頂戴し、8月8日の令和7年第8回教育委員会定例会の審議に付しております。

続いて「3 点検・評価の方法」でございます。

点検・評価の対象事業は、第2次熊野町教育大綱の基本施策ごとに「取組と成果」「今後の方向性」等を整理した上で7事業を選定しております。各事業の点検・評価は、「事業の取組実績」「達成事項・成果」等を基に自己評価を行った上で「今後の方向性」を明らかにし、評価委員の客観的な評価や意見を踏まえた改善策を示すことにより行っております。

「4 熊野町教育行政施策の方針」には、第2次熊野町教育大綱の体系を掲載しており、2ページの「5 令和6年度の主な実績」には、教育大綱の基本施策ごとに「取組と成果」「今後の方向性」を取りまとめております。

3ページを御覧ください。「6 点検・評価対象事業の評価結果」でございます。

教育委員会の自己評価につきましては、対象事業ごとに評価指標を設定し、AからDの4段階で評価を行い、学識経験者の評価につきましては、自己評価に対する評価として4段階で評価を行いました。

ここからは、点検・評価対象の7事業の評価結果の概要として、「実績・成果」「評価委員意見」「今後の方向性・改善」について御説明いたします。

まず、「熊野町「学びの変革」推進事業」です。「実績・成果」は、がんくまプロジェクト授業研修会として、熊野中学校区では探究的な学習部会、熊野東中学校区では道徳教育部会を設け、理論研修や授業研修及び公開授業研究会に取り組みました。

「自己評価」につきましては、アンケート項目の数値が上昇していること、「個別最適な学び（特別支援教育の考え方）を意識した授業改善」が町内小中学校で浸透していることから、「B」といたしました。

「評価委員による評価」は「A」となりました。

「評価委員意見」としましては、「「学びの変革」推進協議会などの指導場面を通して授業改善の方策等が整理されたことで、よりよい授業実践につながっている」といった意見をいただいております。

続いて「今後の方向性・改善」ですが、個別最適な学び推進教員を配置し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」を目指した授業改善を促していきます。

次に、「小学校低学年書道科指導事業」です。

当該事業は、熊野町独自の教科指導で、教育課程外で年間15時間、毛筆を使った書道の学習を平成22年度から実施しているものです。

「実績・成果」のアンケート結果では、2項目とも目標値を僅かに下回る結果となりました。

「自己評価」につきましては、目標値を下回っているものの、学習の基本となる集中力の向上や正しい姿勢の定着がおおむね見られていることから、「B」といたしました。

「評価委員による評価」は「B」となりました。

「評価委員意見」としましては、「熊野町の書道は、「何を大事にすべきか、どうあるべきか」の議論を通して、今の児童の変化に合わせて年間指導計画・学習指導案の改訂がなされたことの意義は大きい」といった意見をいただいております。

続いて、「今後の方向性・改善」でございますが、改訂した年間指導計画・学習指導案を実施・評価・改善しながら、筆の良さや面白さを味わえるよう取り組んでまいります。

続いて、「生涯学習振興事業」でございます。

「実績・成果」は、各公民館においては、主催（共催）事業や社会教育団体等の活動について、コロナ禍以前のような事業を展開することができました。

「自己評価」につきましては、各館の利用状況が全体的に増加していることから、「B」といたしました。

「評価委員による評価」は「A」となりました。

「評価委員意見」としましては、「「広島版学びから始まる地域づくりプロジェクト」は、熊野町の生涯学習振興にとって重要な意味を持っている。初年度の取組の成果と課題を明確にして、令和7年度につなげていただきたい」といった意見をいただいております。

続いて、「今後の方向性・改善」でございますが、「広島版学びから始まる地域づく

りプロジェクト」の取組を発展させ、より多くの地域住民が主体的に活動に参画するような意識の向上等を推進することとしております。

次に、4ページを御覧ください。「図書館運営事業」でございます。

「実績・成果」ですが、図書館まつりやおはなし会を開催するとともに、学校と連携した団体見学の受入れや子ども司書研修、職場体験など、子供の利用促進につなげる取組を実施しました。

「自己評価」につきましては、「町民1人当たり貸出冊数」は目標を下回っているものの前年度と同程度であり、イベント開催によるきっかけづくりは予定どおり実施できていることから「B」といたしました。

「評価委員による評価」は「A」となりました。

「評価委員意見」としましては、「子供の利用者の減少につきましては、「図書館運営事業」だけでなく、「くまどく推進事業」と併せて対策を考える必要がある」といった意見をいただいております。

続いて、「今後の方向性・改善」ですが、図書館まつりやおはなし会の充実、町公式LINEを活用した情報発信等、利用者拡大に向けたさらなる取組の推進をしております。

次に、「くまどく推進事業」です。

「実績・成果」ですが、図書館資料の貸出や子ども司書養成講座の活動促進などにより、学校における読書活動の充実を図りました。

指標である「くまどく実施状況」は、学校間での達成率に濃淡が見られ、令和6年度は40.1%となり、目標値からは乖離がある状況となりました。

「自己評価」につきましては、くまどくの実施状況については、目標値とは乖離があるものの、おおむね計画どおり継続した取組が実施されていること、また、熊野町子ども読書活動推進計画（第四次計画）を策定し、くまどくの取組の見直しができたことから、「B」というふうにしました。

「評価委員による評価」は「B」となりました。

「評価委員意見」としましては、「熊野町子ども読書活動推進計画（第四次計画）において、子供の発達段階に合わせて本を読むことの狙いを変えて「くまどく」を見直しており、令和7年度以降の取組に期待したい」といった意見をいただいております。

続いて、「今後の方向性・改善」ですが、「熊野町子ども読書活動推進計画（第四次

計画）」において、適正な見直しを行うことにより、読書推進活動の取組に係る今後の方向性を示すこととします。また、「くまどくフォーラム」の見直しを行いまして、「くまどく」の取組を発展させるよう検討していくこととしております。

続いて、「文化芸術振興事業」です。

「実績・成果」ですが、熊野町文化団体連絡協議会の活動に対し助成を行うなど、音楽・芸術などの鑑賞機会の提供に努めました。

「自己評価」につきましては、文化イベントの開催数については、目標値には届いていないものの、新たに受け入れたピアノを活用しながらコロナ禍以前と同水準の事業が実施できていることから、「B」というふうにいたしました。

「評価委員による評価」は「B」になりました。

「評価委員意見」としましては、「最終年度の目標値の達成を考えると、今後の方向性において新たな文化イベントを考える必要がある」といった意見をいただきました。

「今後の方向性・改善」でございますが、寄贈されたピアノを活用したミニコンサート等、新たな文化イベントの実施に向けてホームページ、SNSなどを積極的に活用し、参加を呼びかけていくこととしております。

最後になりますが、「スポーツ振興事業」です。

「実績・成果」ですが、熊野健康スポーツ振興会への業務委託や事業実施を支援し、スポーツ・レクリエーション活動の推進に努めました。

「筆の里スポーツクラブ会員数」、「体育館等スポーツ施設利用者数」につきましては、目標値から大きく乖離している状況であるものの、前年度より若干増加となっており、町民の健康・体力づくりや地域の連帯感の高揚が図られました。

「自己評価」につきましては、各種スポーツ教室、イベントを開催することができることから「B」といたしました。

「評価委員による評価」は「B」となりました。

「評価委員意見」としましては、「各種教室やイベントが行われており、気軽にスポーツに参加できる環境が整備されている。体育館内には空調設備が整っており、年間を通して快適に利用できる」といった意見をいただきました。

「今後の方向性・改善」としましては、「熊野町スポーツ推進計画」に基づきまして、スポーツを楽しみ、親しめる環境づくりに努めていくこととしております。

「教育委員会事務点検・評価について」の説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 執行部からの説明が終わりました。

この報告について、質疑があればお願ひします。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、質問がないようですので、この辺でまとめたいと思います。

「教育委員会事務点検・評価について」は、今後も適正な事務執行状況の確認を行うことはもとより、その評価により、各事業のさらなる充実と改善に努めていただくよう要望し、まとめとしたいと思います。

以上で、執行部からの報告を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 1 時 19 分）

（再開 1 時 22 分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

報告案件「各常任委員会の活動状況について」、各常任委員長から説明を受けたいと思います。

それでは、水原総務建設副委員長、お願ひします。

~~~~~○~~~~~

○総務建設副委員長（水原） 光本委員長が今日欠席のため、代わりに言わせていただきます。

総務建設委員会活動状況についてですけれども、令和7年度第1回総務建設委員会を7月18日10時から3時半で行いました。

内容は、「令和6年度主要事業の実績状況について」と「令和7年度主要事業の概要と課題について」を総務部、住民生活部、建設農林部から説明を受け、質疑いたしました。

その後、総務建設委員会の今年度の活動計画について検討し、重点調査項目を決定しました。1つ目、筆の里工房周辺整備事業、2つ目、移住・定住対策を決めました。

今後の予定として、重点調査項目に基づき、先進地視察調査を令和7年10月16日、17日に行うことにしました。視察先が島根県松江市、筆の里工房周辺整備事業に係る

県外調査に「出雲かんべの里」に行きます。17日、移住・定住対策の調査として鳥取県北栄町に行きます。これは、「住みたい田舎ベストランディング」に上位ランキングされている町として、調査しに行きたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 次に、中島文教福祉委員長、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○文教福祉委員長（中島） 中島です。

文教福祉委員会としまして7月8日、令和7年度の第1回文教福祉委員会を開催いたしました。

主な協議内容としましては、令和6年度の主要事業の実績状況並びに令和7年度の主要事業の概要について、説明を受けるとともに協議を行いました。それから、併せて委員会としての年間の活動計画を策定をいたしました。

その内容等につきましては、タブレットにアップしておりますので、詳細はそのタブレットによって確認をしていただきたいと思います。

あわせて、今年度は学校給食の食缶方式に移行するということから、少しその辺の取組も併せてタブレットに張りつけさせていただいておりますので、御確認のほどよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 各常任委員長から報告がありました。

この報告について、質疑があればお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、「各常任委員会の活動状況について」はこの程度とし、次の報告に移りたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 報告案件「議会運営委員会の活動状況について」、議会運営委員長から説明を受けたいと思います。

それでは、片川議会運営委員長、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議会運営委員長（片川） 5月29日、定例会前の議会運営委員会を開催いたしました。

協議事項につきましては、通常どおり会期の日程決定、それから会議録署名議員の指名、議事日程、一般質問等の協議、そして議案等の副町長よりの説明をいただきまして、陳情書、要望書等について協議いたしました。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） それでは、「議会広報特別委員会の活動状況について」、委員長から説明を受けたいと思います。

竹爪議会広報特別委員長、お願いします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議会広報特別委員長（竹爪） それでは、議会広報特別委員会は、6月の定例会終了の日、135号の紙面を出すためにページのレイアウトを決めました。2回目が7月2日、レイアウトの原稿による校正を行いました。7月9日、執行部の原稿による校正を行いました。7月16日、第4回目になりますけど、これが最終校正で135号の発行を決めました。

次回の予定が、136号は9月の定例会終了後を1回目と想定しております。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） それでは、各委員会の活動状況についての報告はこの程度として、次の協議に移りたいと思います。

協議案件「議員の派遣について」協議したいと思います。

お手元の資料といいますか、タブレットを御覧ください。

議員全員の視察でございます。当初、三重県と名古屋ということにしていたんですが、日程の都合でどう考えても、熊野市に行くことになれば2泊3日で熊野市ののみということになりましたので、このようになりました。

この件について、質疑並びに意見はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、議員の派遣については以上のとおりとしたいと考えておりますが、皆さん、御異議はありませんね。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、「議員の派遣について」は準備を進めていきたいと思ひます。

なお、準備の都合上、参加の回答を9月2日までに事務局に申し出てください。また、定例会では、ただいまの内容で議員派遣の議決をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして全員協議会は終了といたします。

（閉会 11時29分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長